

大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業
に係る申請受付等業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、省エネ性能に優れた家電製品等を購入した大分市民に対して、購入費の一部を支援することで、エネルギー原油価格・物価高騰による家計負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。市民を対象に、以下の(1)(2)(3)の事業を実施することにより、エネルギー原油価格・物価高騰による家計負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、省エネ効果の関心を高め、以降の自主的な行動につながるような機運を醸成していくことを目的とする。

なお、本仕様書は本事業の基本的な業務内容を示すものであり、効率的かつ確実に事業を実施するための具体的な実施方法については、受託者の提案を妨げるものではない。

(1) 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業（店舗値引き方式）

本事業は、事前に登録した市内の登録電器店等（以下「電器店等」という。）が、市民に対して対象となる省エネ家電（エアコン及び冷蔵庫）を販売する際、補助金相当額を販売価格から差し引いて販売するものである。

電器店等は値引き実績について月ごとに取りまとめ、今後市が定める省エネ家電補助金交付要綱等に基づき、市へ補助金交付申請を行うものとする。

受託者は、前述の補助事業を円滑に実施するため、登録店が行う補助金交付の予備申請及び本申請の受付、補助金交付申請受付、申請内容の審査等の事務処理を行う。

（参考）本事業の補助金：200,000 千円

(2) 省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）

本業務は、市民が3の表3に定めるLED照明器具を購入し、設置等を完了した場合に、基準に応じてキャッシュレスポイント又は商品券等（以下「ポイント等」という。）を交付するものであり、その内容は、3に規定するとおりとする。

(3) 宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）

本業務は、市民が3の表3に定める宅配ボックスを購入し、設置等を完了した場合に、基準に応じてポイント等を交付することにより、宅配物の再配達抑制を通じて物流における温室効果ガス排出量の削減を図るものであり、その内容は、3に規定するとおりとする。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

3 業務の内容

受託者は以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については委託者と協議し、調整の上、決定すること。

区分	仕様				
1. 事業の概要	<p>【対象者】 各事業における対象者は以下の表1のとおりである。</p>				
	<p>表1 対象者</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 443 496 488">対象製品</th> <th data-bbox="496 443 1465 488">主な要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 488 496 976">エアコン・冷蔵庫</td> <td data-bbox="496 488 1465 976"> <ul style="list-style-type: none"> 対象機器を店頭において販売する市内の電器店等。 補助金・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）からの販売分に限る。 ※電器店等は、対象製品を自ら居住する市内の住宅に設置する者（以下「購入者」という。）と共同事業実施規約を締結したうえで、当該購入者に対し補助金相当額を対象機器の購入費用からあらかじめ差し引いて販売するものとする。 電器店等は、補助金交付要綱及び補助金交付要領に基づき、当該販売実績について市に補助金交付申請を行うものとする。 ※インターネットでの購入は対象外。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象製品	主な要件	エアコン・冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 対象機器を店頭において販売する市内の電器店等。 補助金・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）からの販売分に限る。 ※電器店等は、対象製品を自ら居住する市内の住宅に設置する者（以下「購入者」という。）と共同事業実施規約を締結したうえで、当該購入者に対し補助金相当額を対象機器の購入費用からあらかじめ差し引いて販売するものとする。 電器店等は、補助金交付要綱及び補助金交付要領に基づき、当該販売実績について市に補助金交付申請を行うものとする。 ※インターネットでの購入は対象外。
	対象製品	主な要件			
エアコン・冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 対象機器を店頭において販売する市内の電器店等。 補助金・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）からの販売分に限る。 ※電器店等は、対象製品を自ら居住する市内の住宅に設置する者（以下「購入者」という。）と共同事業実施規約を締結したうえで、当該購入者に対し補助金相当額を対象機器の購入費用からあらかじめ差し引いて販売するものとする。 電器店等は、補助金交付要綱及び補助金交付要領に基づき、当該販売実績について市に補助金交付申請を行うものとする。 ※インターネットでの購入は対象外。 				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 976 496 1368">LED照明器具</td> <td data-bbox="496 976 1465 1368"> <ul style="list-style-type: none"> 対象製品を自ら居住する市内の住宅に設置する者（個人） 補助金・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）からの購入分に限る。 設置場所が本市の区域内の既設住宅（令和8年3月31日以前に登記簿に登記されている住宅）であること。新築住宅（令和8年4月1日以降に登記簿に登記された住宅）は補助の対象外。 ※法人、個人事業主は対象外とする。 ※市内の実店舗での購入があること。（インターネットでの購入は対象外） </td> </tr> </tbody> </table>	LED照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 対象製品を自ら居住する市内の住宅に設置する者（個人） 補助金・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）からの購入分に限る。 設置場所が本市の区域内の既設住宅（令和8年3月31日以前に登記簿に登記されている住宅）であること。新築住宅（令和8年4月1日以降に登記簿に登記された住宅）は補助の対象外。 ※法人、個人事業主は対象外とする。 ※市内の実店舗での購入があること。（インターネットでの購入は対象外） 			
LED照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 対象製品を自ら居住する市内の住宅に設置する者（個人） 補助金・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）からの購入分に限る。 設置場所が本市の区域内の既設住宅（令和8年3月31日以前に登記簿に登記されている住宅）であること。新築住宅（令和8年4月1日以降に登記簿に登記された住宅）は補助の対象外。 ※法人、個人事業主は対象外とする。 ※市内の実店舗での購入があること。（インターネットでの購入は対象外） 				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 1368 496 2002">宅配ボックス</td> <td data-bbox="496 1368 1465 2002"> <ul style="list-style-type: none"> 対象製品を自ら居住する市内の戸建住宅または集合住宅の住戸に設置する者（個人） 令和8年4月1日からの購入分に限る 設置場所が本市の区域内の既設住宅（令和8年3月31日以前に登記簿に登記されている住宅）であること。新築住宅（令和8年4月1日以降に登記簿に登記された住宅）は補助の対象外。 ※法人、個人事業主は対象外とする。 ※インターネットでの購入も対象とする。 ※申請者が借家または集合住宅の住戸に設置する場合は、その所有者等から設置の同意が得られている方。 ※集合住宅の住戸に設置する場合は、設置場所が消防法その他の法令の規定に抵触しないことの確認のため、受託者は市へ連絡すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	宅配ボックス	<ul style="list-style-type: none"> 対象製品を自ら居住する市内の戸建住宅または集合住宅の住戸に設置する者（個人） 令和8年4月1日からの購入分に限る 設置場所が本市の区域内の既設住宅（令和8年3月31日以前に登記簿に登記されている住宅）であること。新築住宅（令和8年4月1日以降に登記簿に登記された住宅）は補助の対象外。 ※法人、個人事業主は対象外とする。 ※インターネットでの購入も対象とする。 ※申請者が借家または集合住宅の住戸に設置する場合は、その所有者等から設置の同意が得られている方。 ※集合住宅の住戸に設置する場合は、設置場所が消防法その他の法令の規定に抵触しないことの確認のため、受託者は市へ連絡すること。 			
宅配ボックス	<ul style="list-style-type: none"> 対象製品を自ら居住する市内の戸建住宅または集合住宅の住戸に設置する者（個人） 令和8年4月1日からの購入分に限る 設置場所が本市の区域内の既設住宅（令和8年3月31日以前に登記簿に登記されている住宅）であること。新築住宅（令和8年4月1日以降に登記簿に登記された住宅）は補助の対象外。 ※法人、個人事業主は対象外とする。 ※インターネットでの購入も対象とする。 ※申請者が借家または集合住宅の住戸に設置する場合は、その所有者等から設置の同意が得られている方。 ※集合住宅の住戸に設置する場合は、設置場所が消防法その他の法令の規定に抵触しないことの確認のため、受託者は市へ連絡すること。 				

【対象製品等】

(1) 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業

家庭用のエアコン・冷蔵庫で省エネ基準達成率が100%以上（目標年度 エアコン：2027年度及び2029年度、冷蔵庫：2021年度）のもの（表2参照）。

表2 対象製品（エアコン・冷蔵庫）

対象製品	冷房能力・容量	補助額	回数
エアコン	2.3kW 未満	20,000 円	エアコンまたは冷蔵庫 どちらか一方を 1人1回1台まで
	2.3kW 以上	30,000 円	
冷蔵庫	120L 未満	対象外	
	120L 以上、250L 未満	10,000 円	
	250L 以上、350L 未満	20,000 円	
	350L 以上	30,000 円	

(2) 省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）

住居の屋内に固定して使用するLED照明器具で、省エネ基準達成率が100%以上（目標年度2020年度）のもの（表3参照）。

※交換用のLED電球のみの購入や屋外で使用するLED照明器具は除く。

※新築・新設に伴うLED照明器具の購入は除く。

※大分市内の住居へ設置すること。

※現在使用しているLED照明器具からの更新も対象とすること。

(3) 宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）

鍵またはダイヤル錠等による盗難防止機能を有し、かつ、次の要件を満たすもの（表3参照）。

ア 宅配物の受け取りを目的とした仕様の製品であり、袋製や袋式（宅配ボックス）でないこと。（リース及びレンタル品、自作のものを除く）

イ 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。

ウ 埋込み又はアンカー、ワイヤー等で固定されていること。

エ 3辺の合計が80cm以上の宅配物を保管できる大きさであること。

表3 対象製品（LED照明器具、宅配ボックス）

対象製品	主な要件	補助額	回数
LED照明器具	省エネ基準100%達成及びLEDの買い替え等 ※新築・新設に伴うLEDの購入、電球のみの交換は対象外	購入費（設置工事費含む、税抜）の1/3（※） 上限10,000ポイント またはギフトカード （※）1,000円未満切り捨て	1人1回 （複数台同時購入可）

宅配ボックス	鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有しており、固定されている等	購入費（設置工事費含む、税抜）の1/3（※） 上限30,000ポイント またはギフトカード （※）1,000円未満切り捨て	1人1回（1台まで）
--------	----------------------------------	--	------------

【注意事項】

各事業において、本市のプレミアム付商品券（仮称）を利用して対象商品を購入した場合は、補助の対象とならない。

【補助・還元額】

各事業における補助・還元額は以下のとおりである。

表4 補助金・還元額

対象製品	補助・還元額	件数 (想定)	その他
エアコン・冷蔵庫	補助金 200,000千円	8,600件	今後作成する補助金交付要綱等に基づき、市が電器店等に補助金を交付する。
LED照明器具	ポイント等交換原資 30,000千円以上（非課税）	6,000件	支払いはポイント等交付実績によるものとする。
宅配ボックス	ポイント等交換原資 2,000千円以上（非課税）	250件	

2. 委託料

委託料は102,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）（予定）を上限とする。
委託料のうち、ポイント等交付額は、32,000,000円以上とし、実績に応じて変更するものとする。
なお、省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）は30,000,000円以上（非課税）、宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）は2,000,000円以上（非課税）とする。

<p>3. 事業の実施期間</p>	<p>実施期間は以下を基本とし、委託契約締結後、市との協議により決定するものとする。なお、補助金やポイント等交付状況等により、市と受託者の協議により期間を変更する場合がある。</p> <p>(1) コールセンター開設期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月下旬から設置すること <p>(2) 電器店等の登録申請受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ※省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業のみ該当 ・令和8年6月上旬頃から開始すること <p>(3) 補助金・ポイント等交付申請受付期間</p> <p>令和8年6月中旬頃から令和8年12月までの範囲内で補助金またはポイント等交付が予算上限に達するまで</p> <p>なお、購入対象期間は以下のとおり。</p> <p>【購入対象期間】</p> <p>ア 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業及び省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の予備申請・ポイント等交付申請受付開始日（令和8年6月中旬頃）から、補助金またはポイント等交付が予算上限に達するまで <p>イ 宅配ボックス設置助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日から、ポイント等交付が予算上限に達するまで <p>(4) 補助金・ポイント等交付期間</p> <p>令和9年2月までの範囲内</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 事業周知</p> <p>令和8年6月上旬から履行期間の範囲内</p> <p>イ 省エネ効果の関心を高める普及啓発</p> <p>令和8年6月上旬から履行期間の範囲内</p>
<p>4. 事務局の設置</p>	<p>受託者において事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や市との連絡調整を行う。</p> <p>(1) 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。</p> <p>(2) 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。</p> <p>(3) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。</p> <p>(4) 業務工程表の提出</p> <p>業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けること。</p> <p>(5) 事務局は、早期終了が見込まれる場合の対応調整を行うこと。</p> <p>※申請方法の違いによって、申請にかかる時間に差異が生じることを考慮すること。</p>

※特に業務が繁忙の際は、人員を増やすなど、円滑な申請ができるよう配慮し、定期的に市へ報告すること。

(6) リスクマネジメント

想定されるリスクについて、各業務の課題を早めに抽出し、先を見越した調整を行うなどリスク低減を図ること。また、トラブル発生時には速やかに必要な対策を講じるとともに、今後同様のトラブルが生じないための改善策を整理、実施すること。

(1) 次の内容・機能をもつ、市民及び電器店等向けの専用サイトを設置し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。使用開始前に本市と協議のうえ、承認を得ること。

【専用サイトの内容】

ア 事業内容の告知

イ 地球温暖化対策の必要性を伝え、省エネ家電・機器導入のメリットを伝える内容

ウ 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業の登録電器店リストの閲覧・検索

エ 対象製品リストの閲覧・検索（1週間に1度以上、最新情報に更新すること）

オ 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業に参加を希望する電器店等からの登録申請受付

カ 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業に係る予備申請受付・本申請受付及び補助金交付申請受付

キ 省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業、宅配ボックス設置助成事業に係るポイント等交付申請受付

ク 申請者に分かりやすく申請方法を伝える内容

ケ 質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載

コ 予算の消化状況の表示

【専用サイトの要件】

ア 全ての利用者（本事業について調べる人やこれから申請をする人、販売店舗など）が必要な情報へアクセスできるなど、分かりやすく閲覧しやすいサイト設計とすること。

イ スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザにも配慮したものとすること。

ウ Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ

（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari 等）で閲覧可能であること。

エ 個人情報扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。

5. 専用サイトの設置及び維持・管理

	<p>オ 専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を市に提出の上、市と協議して内容を決定すること。</p> <p>カ 専用サイトの軽微な修正（文言の追加等）については、依頼後翌日中に対応できるようにするなど、迅速な対応をすること。</p> <p>(2) 市管理用画面の設置</p> <p>ア 随時ポイント等交付状況が確認できる管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント種類別等の区分ごとに最新のポイント等交付件数・額が確認できるようにすること。</p> <p>イ 市管理用画面は、市担当者以外の者が閲覧できないようにすること</p>
<p>6. 問合せ窓口業務</p>	<p>各事業における申請書類の記載方法等に関する市民や電器店等からの問合せに対応するため、問合せ窓口を設置し、運営すること。なお、問合せ窓口の設置場所は市内に限るものではなく、また、対面での対応を必須とはしない。</p> <p>(1) 設置期間（予定）</p> <p>令和8年5月下旬※1から令和9年2月末まで</p> <p>※電器店等への説明会実施後に設置すること。なお、電器店等の登録申請の受付開始は令和8年6月上旬とし、各事業の交付申請受付等は令和8年6月中旬を予定とすること。</p> <p>(2) 対応媒体</p> <p>電話、FAX及びメールで対応すること。</p> <p>ア 電話</p> <p>本事業に関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置すること。なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとし、詳細は市との協議により決定する。</p> <p>【コールセンターの開設期間等】</p> <p>(ア) 登録電器店向けコールセンター</p> <p>※該当：省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業</p> <p>開設期間：5月下旬から令和9年1月末まで</p> <p>開設時間：午前10時から午後6時まで</p> <p>(イ) 利用者向けコールセンター</p> <p>開設期間：5月下旬から令和9年2月末までの範囲内</p> <p>開設時間：午前10時から午後6時まで</p> <p>※開始後当面の間及び繁忙期は土日・祝日も開設するなど利用者の利便性に考慮するほか、休日の開設期間は市と協議</p>

【コールセンターの共通事項】

- (ア) コールセンターの運営に必要な電話設備、メールアドレス、問い合わせフォーム等の一切については受託者が用意すること。
- (イ) 頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること。
- (ウ) FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に市の承認を得ること。

【参考】 表5 過去の大分市省エネ家電購入促進事業コールセンター対応状況
(対象製品：エアコン・冷蔵庫)

	1日の 問い合わせ 最大件数	1日の 平均件数	回線数	予算額
R5年度	64件	22件	4回線	78,000千円
R6年度	52件	22件	4回線	135,000千円
R7年度	30件	12件	3回線	145,000千円

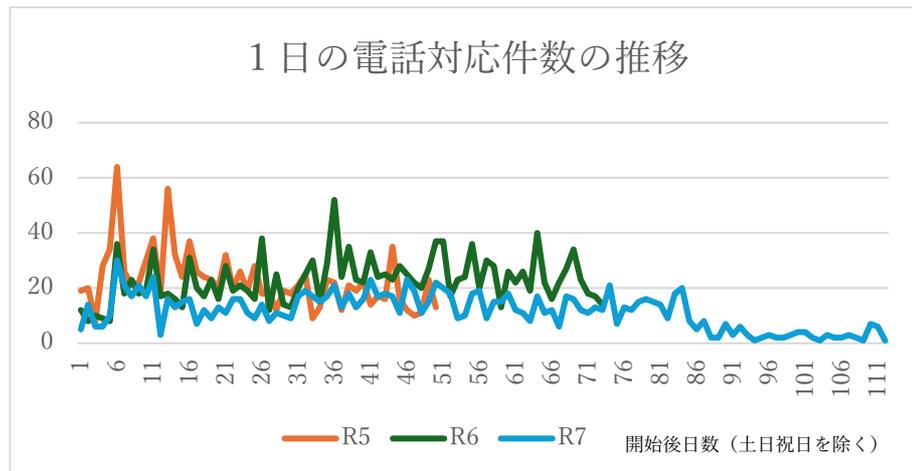


図1 1日の電話対応件数の推移

- イ FAX：受信用、発信用として計1回線以上確保すること。
- ウ メール：相談対応専用のアドレスを準備すること。

(3)対応内容

主に想定される対応内容は以下のとおりである。

- ア 補助制度の概要に係る説明
- イ 申請方法等の手続に係る説明
- ウ 申請書類の受付等
- エ 補助金の振込み・ポイント等の交付

	<p>(4) 問合せ等に係る対応の記録と報告 問合せ対応を記録するための共通様式を作成し、相談や申請に伴うやり取りについて、1件ごとに対応内容等を記録すること。また、問合せ件数を取りまとめ、本市に報告すること。</p> <p>(5) 申請マニュアル等の作成 補助金の交付要綱のほか、申請手続等を容易に理解できるよう、申請手続マニュアル及び申請書類の記載例、よくある質問とその回答等を作成し、必要に応じて更新すること。なお、使用開始前に本市に提出し、承認を得ること。</p>										
<p>7. 事業に係る周知・広報</p>	<p>【補助金制度等の周知業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電器店等への説明会を市と共同で実施すること。 ・補助金制度や省エネ家電の経済メリット等について、認知度を向上させる手法及び分かりやすい周知の内容等を検討し、普及啓発を図ること。 ・周知・広報に当たっては、チラシ等の広報物について電子データを作成し、専用サイトに掲載すること。 <p>また、販売店舗等から希望があった場合には、チラシや申請書等を印刷物として当該店舗へ送付するなど、事業を円滑に実施するために必要な対応を行うこと。</p>										
<p>8. 対象店舗の募集及び登録等</p>	<p>該当：省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業</p> <p>省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業において、対象店舗の募集及び登録等を以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 電器店等の登録申請の受付 業務委託契約の締結後、速やかに、電器店等の登録申請の受付を開始すること。 ア 電器店等からの申請により、事業に参加する電器店等を登録する。 イ 登録申請は、オンラインまたは紙申請により、随時受け付けること。 ウ 電器店等の登録は、以下のすべてを満たす法人、又は個人事業主を対象とする。</p> <p>表6 電器店等の登録要件</p> <table border="1" data-bbox="316 1467 1452 1971"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>内容説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録資格者</td> <td>・大分市内で家電等の販売事業を実施している電器店等であること ・実店舗で家電等の対面販売を実施している電器店等であること （インターネット販売のみの店舗は対象外）</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>インターネットの利用環境又はFAXによる通信環境が整備されており、事務局への申請や問合せに対応できること</td> </tr> <tr> <td>振込口座</td> <td>補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること</td> </tr> <tr> <td>言語</td> <td>日本語を用いて事務局との連絡、申請等の提出書類の作成ができること</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	内容説明	登録資格者	・大分市内で家電等の販売事業を実施している電器店等であること ・実店舗で家電等の対面販売を実施している電器店等であること （インターネット販売のみの店舗は対象外）	環境	インターネットの利用環境又はFAXによる通信環境が整備されており、事務局への申請や問合せに対応できること	振込口座	補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること	言語	日本語を用いて事務局との連絡、申請等の提出書類の作成ができること
項目名	内容説明										
登録資格者	・大分市内で家電等の販売事業を実施している電器店等であること ・実店舗で家電等の対面販売を実施している電器店等であること （インターネット販売のみの店舗は対象外）										
環境	インターネットの利用環境又はFAXによる通信環境が整備されており、事務局への申請や問合せに対応できること										
振込口座	補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること										
言語	日本語を用いて事務局との連絡、申請等の提出書類の作成ができること										

	<table border="1" data-bbox="316 152 1453 248"> <tr> <td data-bbox="316 152 571 248">その他</td> <td data-bbox="571 152 1453 248">本事業に関して別途定める要領、要領、規約その他関係資料を遵守し、適正に業務を行うこと</td> </tr> </table> <p>(2) 電器店等の登録・公表</p> <p>ア 要件を満たす電器店等を登録し、専用サイトにおいて登録電器店のリスト等を掲載する等により周知すること。</p> <p>イ 専用サイトにおける周知については、登録電器店のリスト等を整理する等、利用者が閲覧しやすいものとするよう工夫を施すこと。</p> <p>(3) 登録電器店への説明及び印刷物等の送付</p> <p>ア 登録電器店へ購入対象期間開始までに本事業の説明を行うこととし、説明については、事業内容や依頼事項を盛り込んだ説明動画を用意する等、対象店舗が内容を確認できるよう工夫を施すこと。また、追加で登録のあった店舗に対しても、適宜速やかに送付し、本事業の説明を行うこと。</p> <p>イ 周知用チラシその他、市から受託者にあらかじめ提供するデータにより作成した印刷物等を、登録電器店へ送付するなど、事業を円滑に実施するために必要な対応を行うこと。</p> <div data-bbox="338 1167 1434 1279" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 令和7年度大分市省エネ家電購入促進事業（対象製品：エアコン・冷蔵庫） 事業案内店舗：112 店舗</p> </div> <p>(4) 登録電器店の登録停止等</p> <p>登録電器店が、偽りやその他不正の手段により本事業の手続きを行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行ったことが判明した場合には、速やかに市に報告し、市が指示した場合は対象店の登録を取り消すものとする。</p>	その他	本事業に関して別途定める要領、要領、規約その他関係資料を遵守し、適正に業務を行うこと
その他	本事業に関して別途定める要領、要領、規約その他関係資料を遵守し、適正に業務を行うこと		
<p>9. 事務処理業務（店舗値引き方式）（エアコン・冷蔵庫）</p>	<p>該当：省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ア 実施体制 想定される業務量等に応じて、適正に事務処理を進められる体制を確保すること。</p> <p>イ 個別の手続の進捗管理 問合せに対して即座に対応できるよう、申請の内容や進捗について適切に管理を行うこと。</p> <p>(2) 業務内容</p> <p>ア 事務処理の主な流れ</p>		

本事業における電器店等の補助金申請にあたり必要となる事務処理は、対象機器の購入時に行う予備申請及び対象機器の設置等の完了時に行う本申請の2段階で行うものとする。

受託者は、本事業の実施にあたり、申請書類の受付、審査、月ごとの補助金交付申請に係る集計及び報告等、事業の実施に必要な事務処理を行うものとする。

申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講じることとともに、電器店等にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

また、申請を行おうとする電器店等は、予め店舗の登録申請を行うものとする。

なお、本事業の事務処理の基本的な流れは以下を想定しているが、効率的かつ確実に業務を実施できる場合は、これと異なる方法による提案も可能とする。

イ 申請書類の受付・審査・不備対応

(ア) 予備申請・本申請の受付審査等

① 提出された申請の記載事項に漏れがないこと及び必要書類が添付されていることを確認する。

なお、電器店等が申請を行う際に必要な書類は以下を想定している。

i 予備申請

- ・共同事業実施規約
- ・その他市長が必要と認める書類

ii 本申請

- ・設置したことがわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

② 必要書類が全てそろった段階で申請を受領する。

③ 記載事項等に疑義や不整合、不備等がある場合は、必要に応じて申請者に連絡し、是正させる。

④ 不備等の修正が完了した申請を審査する。

⑤ 予備申請の審査が完了した場合は、その旨を申請者に通知する。

⑥ 本申請の審査が完了した場合は、その旨を申請者に通知する。

(イ) 月次の補助金交付申請に係る取りまとめ

① 電器店等は、対象機器の販売時に行った値引き販売の実績について、月ごとに取りまとめ、今後定める補助金交付要綱等に基づき、市へ補助金の交付申請を行う。このため、受託者は、専用サイトシステムにおいて、本申請の審査が完了した案件について、店舗ごとに月単位で集計し、当該月における交付申請予定額を電器店等が確認できる仕組みを設けること。

② 電器店等が内容を確認したうえで補助金交付申請を行えるよう、次の書類を出力できる機能を設けること。

- ・補助金交付申請書

	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実績一覧（購入者氏名、設置住所、購入製品（容量、型番等）、対象機器区分等を記載したもの） ・その他必要となる書類 <p>③ 電器店等は、当該月の末日までに補助金交付申請の手続きを行うものとする。</p> <p>(ウ) 補助金交付申請の受付・審査等</p> <p>① 受託者は、電器店等から提出された補助金交付申請について、受付・審査等を行い、当該月の翌月に速やかに市へ報告すること。また、交付決定の連絡を行うこと。</p> <p>②市は補助金の交付決定及び支払いを行う。</p> <p>(エ) その他事業の実施に必要な業務</p> <p>イ 注意事項</p> <p>(ア) 不備等により保留案件となっているものについては、申請者への連絡等、不備等の解消のために必要な対応を遅滞なく行うこと。なお、事務処理の運用（窓口申請が提出されてから不備等の指摘を行うまでの日数や指摘の連絡方法等）の詳細については、必要に応じて本市と協議のうえ別途定めること。</p> <p>(イ) 今後作成する補助金交付要綱等の解釈や運用等について疑義が生じた場合は、相談内容及び対応案等を記録したうえで、本市と協議を行うこと。</p> <p>(ウ) 電子情報処理組織（本業務に使用する電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続したものをいう。）を構築し、原則、これを用いて申請受付を行うものとする。</p>
<p>10. 事務 処理業務 (ポイント 等交付) (LED 照明 器具・宅配 ボックス)</p>	<p>該当：省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）、宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）</p> <p>(1) ポイント等の種類</p> <p>キャッシュレス決済サービスのポイント（以下「ポイント」という。）及び商品券又は汎用型プリペイドカード（以下「商品券等」という。）を複数選択できるなど、幅広い世代が利用しやすい方法とすること。（ポイント及び商品券等を総称し、以下「ポイント等」という。）</p> <p>(2) ポイント等の交付金額</p> <p>各事業におけるポイント等の交付金額は以下のとおりである。</p>

表7 ポイント等の交付金額

対象製品	補助額	件数 (想定)	回数	累計額上限
LED 照明器具	購入費（設置工事費含む、 税抜）の1/3（※） 上限10,000ポイント またはギフトカード （※）1,000円未満切り捨て	6,000件	1人1回 （複数台同時購入可）	30,000千円 （非課税）以上
宅配 ボックス	購入費（設置工事費含む、 税抜）の1/3（※） 上限30,000ポイント またはギフトカード （※）1,000円未満切り捨て	250件	1人1回 （1台まで）	2,000千円 （非課税）以上

(3) ポイント等交付に係る手続

ア ポイント等の交付申請手続は、専用ウェブサイトからのオンライン申請とすること。

イ 郵送での申請、代理申請

(ア) インターネットを利用できない購入者向けに、郵送での申請も可とすること。

(イ) 購入者の求めに応じて、購入店舗によるオンライン代理申請を可とすること。

ウ 申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講じるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

エ ポイント等交付の流れ

(ア) 購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力

(イ) 適正に申請された場合、受託者から受付完了メール等を送信（受付番号を付番）

(ウ) 受託者において申請データの内容を審査

(エ) 申請内容が適当と認められる場合は、ポイント等の交換に必要なコード番号等を購入者に電子メール等にて送信（商品券等を選択した場合は郵送）

(4) 申請時に入力・添付を求める項目

申請時及びポイント等付与時に入力を求める次の項目について、申請フォームを作成すること。なお、事業開始前に記載項目以外の必要が生じた場合は、市と受託者との協議により項目を追加又は削除することができることとする。

(※) については、プルダウンやカレンダー等による選択式とするなど、誤入力を防止する措置を講ずることとする。

ア 省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）

(ア)申請者情報

氏名、フリガナ、生年月日（※）、住所、電話番号、メールアドレス

(イ)購入情報

対象製品購入日（※）、購入品目（※）、購入製品型番（※）、購入店舗、対象製品の購入金額、設置工事金額、製品型番（2台目以降）

(ウ)添付資料

購入した対象製品の領収書又はレシート、設置を証する書類（設置後の写真、納品書等）又は誓約書（設置場所に関して誓約、店舗・購入者が署名した書類）、領収書等に型番等が記載されていない場合はそれを補完する書類

(エ)その他：

- ①本事業等に関するアンケートへの回答（設問は事前に市の承認を得ること）
- ②誓約事項への誓約

イ 宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）

(ア)申請者情報

氏名、フリガナ、生年月日（※）、住所、電話番号、メールアドレス

(イ)購入情報

対象製品購入日（※）、購入品目（※）、購入製品型番（※）、対象製品の購入金額、設置工事金額

(ウ)添付資料

購入した対象製品の領収書又はレシート、補助対象設備の要件を満たすことを確認できるカタログ等の写し（購入製品名または品番、サイズが記載されているもの）、補助対象設備の設置後のカラー写真（固定されていること、セキュリティ機能があることが確認できるように撮影されたもの。）

(エ)その他

- ①本事業等に関するアンケートへの回答（設問は事前に市の承認を得ること）
- ②所有者等からの設置の同意書（申請者が借家または集合住宅の住戸に設置する場合）

(5) ポイント等交付申請に係る審査

ア 省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）

受託者は、対象製品購入者からポイント等の交付申請があったときは、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、次の審査を行うこと。

- (ア) 必要項目（添付書類を含む。）に不足がないこと。
- (イ) 申請者が補助対象者に該当すること。
- (ウ) 購入品が対象製品であること。

- (エ) 購入日が対象期間内であること。
- (オ) 市内の販売店舗で購入していること。

イ 宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）

受託者は、対象者からポイント等の交付申請があったときは、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、次の審査を行うこと。

- (ア) 必要項目（添付書類を含む。）に不足がないこと。
- (イ) 申請者が補助対象者に該当すること。
- (ウ) 設置した宅配ボックスが要件を満たすこと。
- (エ) 購入日が対象期間内であること。

(6) ポイント等の交付

ア 審査の結果、適当と認められるものについては、有効な申請があった日から起算して1ヶ月程度以内に申請者に対しポイントの交換に必要となるコード番号等又は商品券等を交付すること。

イ 申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイント等の交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント等交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。

11. データ管理

(1)基本方針

- ア 情報の漏えい等が生じないよう万全な管理体制を構築すること。
- イ 収集したデータは、申請者等が特定できない数値等のデータに加工したうえで分析等に用いること。

(2)実施事項

- ア 本市が補助金の予算執行の見込み等を把握できるよう、交付申請件数、交付決定件数、実績報告件数、交付額決定件数、申請額、交付決定額、交付額決定額等は毎日集計を行い、原則、週1回、本市へ電子データ（Microsoft 社の Excel）により報告すること。
- イ アの内容及び問合せの件数、内容については常に報告が可能な状態にすること。
- ウ そのほか、業務に必要なデータを収集、作成すること。

(3) その他

受託者は、市が行う審査状況等の確認を受けるものとする。市は、必要に応じて受託者の事務処理状況について、書類の確認又は現地確認を行うことができる。受託者は、これに協力しなければならない。なお、確認の方法及び頻度については、契約時に協議の上決定する。

<p>12. 予算 終了間際の 対応</p>	<p>本事業は予算の範囲内で実施するものとし、交付の申請額が予算額に達した場合は受付を終了する。</p> <p>オンライン申請と紙申請で申請受理に差異がでることを考慮し、申請期限間際又は早期終了が見込まれる場合は、交付決定を抽せんにするなど交付、不交付の決定に不公平がないように対応すること。</p> <p>受託者は、補助金等の申請状況及び交付予定額を常時把握し、予算の執行状況を市へ報告するとともに、必要に応じて受付停止等の対応を行うこと。</p>
<p>13. 事業 の効果検証</p>	<p>【成果品の提出等】</p> <p>本業務終了後、本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）及び、電子データ（CD-ROM等の記録媒体に収録すること）を提出すること。</p> <p>なお、本業務により得られた成果及び成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は、本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各資料を保持しないこととする。</p> <p>(1) 補助金及びポイント等の申請・交付状況について品目、日別、店舗（規模・業種別）等で集計したもの</p> <p>(2) 実績報告書（購入者及び店舗向けアンケート集計結果、事業効果（CO2削減量等）を含む）</p> <p>(3) 本業務で取得、利用又は作成した資料</p> <p>(4) その他本市が指示するもの</p>
<p>14. スケ ジュール</p>	<p>事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、市と受託者が協議の上、決定する。</p> <p>3月下旬 公告</p> <p>4月下旬 選定委員会</p> <p>4月下旬 受託事業者決定、委託契約締結</p> <p>5月下旬 コールセンター開設</p> <p>6月上旬 対象店舗募集開始</p> <p>6月中旬 購入対象期間開始、交付申請受付開始</p> <p>12月下旬 交付申請受付終了（状況により変更の可能性あり）</p> <p>2月 受託者から市へ実績報告書を提出</p>
<p>15. 委託 料の支払い 等</p>	<p>委託料の支払い方法は契約時に双方協議のうえ決定する。</p>

16. その他の業務	<p>【国等による検査対応】</p> <p>委託業務期間中又は終了後、当該委託業務について国による実地検査等が行われる可能性がある。実地検査等が行われる場合には、委託期間中のみならず委託期間終了後においても本市と協力しながら、適切に対応すること。</p>
17. 個人情報の取扱い	<p>【個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策】</p> <p>(1) 業務の履行にあたっては、法令等を遵守するとともに、善良な管理者としての注意を払う義務を負うものとし、業務上知りえたことについては、契約期間中及び契約期間終了後においても、いかなる理由があっても他人に漏洩させないこと。</p> <p>(2) (1)に掲げる義務の履行を担保するために、業務に関与する全ての社員及び従事者から秘密保持に関する誓約書を徴し、本市に提出すること。</p> <p>(3) 業務の履行に関連し発生する事故に対し、その発生の防止を最優先とすることとし、関係法令を遵守し、その対策に万全を期すこと。また、事故が発生したときは、関係者に対し誠意を持って対応するとともに、当該事故により生じた一切の責任を負担すること。</p>
18. その他	<p>(1) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ業務を進めること。</p> <p>(2) 契約内容を変更する場合は、双方協議のうえ変更することができる。</p>

4 留意事項

- (1) 業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、委託者と詳細に協議を行い、その承認を受けて業務を行うこと。
- (3) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (6) 委託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (7) その他、本業務の実施に当たり生じた疑義等については、委託者と協議の上、合意した内容に基づき業務を実施すること。